

(7) 検数料

平成7年8月12日実施
(社)全日本検数協会
TEL 331-3611
(社)日本貨物検数協会
TEL 531-2106

I 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンつき 単位円)

品目		一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実入	95.80	92.50	88.30
	空	91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車		135.70	115.30	101.90
袋物・ベール物		180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品		375.60	293.10	266.80
木材	水落しのもの	南洋材	100.60	97.10
		その他材		
	岸壁揚のもの	164.70	140.00	123.70
鋼管(口径12インチ以上) 鉄鋼コイル		135.70	115.30	101.90
一般鋼材 (工場専用岸壁扱いのもの)		228.10	178.00	162.20
専用船 揚積貨物	コンテナ	実入	62.70	56.10
		空	59.80	53.50
	ノックダウン自動車	95.50	86.50	78.60
	パルプ	124.00	112.80	101.30
一般雑貨		267.50	208.60	190.10

(注) 1. 一類港、二類港及びその他の港湾は、別紙のとおりです。

2. 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3. コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	(注)の港湾において12月1日から翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

(注) 冬期作業割増が適用される港湾は、次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	一 類 港	二 類 港	その他の港湾
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	4,557	3,555	3,235
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候、或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

昼 夜 区 分	一 類 港	二 類 港	その他の港湾
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	36,150	28,200	25,660
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき 単位円)

	一 類 港	二 類 港	その他の港湾
書 類 作 成 料	42.50	33.30	30.20

7. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 40 銭
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 35 銭

8. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10. その他

(1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により、ブロックストウエージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理

作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め、又は慣習によります。

一類港とは、

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、荻田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等の料金について

1. 料金表Ⅱ-10-(4)に係る作業および書類作成の料金

- (1) 委託者の要求による特別作業
- (イ) パレタイズ立会料金……………1トンにつき 428円
 - (ロ) ブロックストウエージ作業……………エキストラ料金
- (2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費
- (イ) 輸出免状整理料金 免状1件につき…………… 390円
 - (ロ) 輸入ポートノート作成料金 1通につき…………… 740円
 - (ハ) CLP作成料金 1件につき…………… 2,600円
 - (ニ) CERTIFICATE(証明書)作成料金 1件につき(2通正・副)…………… 2,600円
1通増すごとに…………… 650円
 - (ホ) ファイナルストウエージプランおよびブロックストウエージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
 - (ヘ) 撒貨物(穀飼類を除く)等の本船書類整理料金……………1トンにつき 90円

2. 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

(1トンにつき単位円)

貨 物 区 分	一 類 港	二 類 港	その他の港湾
汚 損 品 乙 類 ・ 危 険 品 丙 類	325.80	252.80	231.70
汚 損 品 甲 類 ・ 危 険 品 乙 類	375.60	294.10	268.30
危 険 品 甲 類 ・ 非 鉄 金 属	498.80	389.50	355.20

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚 損 品	汚 損 品 甲 類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚 損 品 乙 類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危 険 品	危 険 品 甲 類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危 険 品 乙 類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摂氏27度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危 険 品 丙 類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非 鉄 金 属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3. 割増料金

- (1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金・最低料金・エキストラ料金 1）に対して、それぞれの料金の 10 割増とします。
- (2) 深夜作業（21 時 30 分から翌日 05 時まで）は、基本料金の 13 割増とします。
翌日 05 時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の 13 割増とします。
- (3) 深夜待機料金

(1 口 1 時間につき)

区 分	一 類 港	二 類 港	その他の港湾
深 夜 (21 時 30 分から翌日 05 時まで)	10,481 円	8,177 円	7,441 円

- (4) 深夜最低料金

(1 口につき)

区 分	一 類 港	二 類 港	その他の港湾
深 夜 (21 時 30 分から翌日 05 時まで)	77,200 円	60,200 円	54,900 円

上記 1-(1)、1-(2)-(ハ)、および 2 の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引ます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が、3,000トンを超えること」とは1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、料金表の類似品目表区分とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1. 1人1シフト当り

昼間(08時30分～16時30分)	46,400円
半夜(16時30分～21時30分)	39,000円
深夜(21時30分～05時00分)	98,500円

(注) 上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2. 1人1ヶ月当り

時間外を含まない場合	809,000円
時間外1時間につき	3,990円
時間外25時間以内を含む場合	891,000円

上記の料金の適用期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとします。

※ 消費税の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。ただし、免税となる取引には適用しません。

類似品目表

品 目		類 似 品 目	
コンテナ	実 入	20 型、40 型コンテナ実入（在来船扱いのもの）	
	空	20 型、40 型コンテナ空（在来船扱いのもの）	
ユニタイズ貨物		パレタイズ・プレスリング貨物（1ユニット内の個数無関係のもの）車輛・舟艇（単体 20 トン以上のもの）・機械（1 個当たり 5 トン以上のもの）	
ノックダウン自動車		ノックダウン自動車（1 港 1 船積 1,000 トン以上）	
袋物・ベール物		肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
冷凍品・冷蔵品		冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）	
木 材	水 落 し の も の	南洋材	
		米材・その他	
	岸 壁 揚 の も の	南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）	
鋼 管（口径 12" 以上）		鋼 管（口径 12" 以上のもの）	
鉄 鋼 コ イ ル		鉄鋼コイル	
一 般 鋼 材		工場専用岸壁扱いのもの	
専 用 船 揚 積 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	20 型、40 型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）
		空	20 型、40 型コンテナ空（コンテナ専用船扱いのもの）
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの		
	パルプ専用船扱いのもの		

品目	類	似品目
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実
	機械器具類	機械（1個当り5トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・単車・自転車・CKD（1港1船積1,000トン未満）
	窯製品類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂
	鉱石類	鉱石（袋物）・石材
	ソーダ類	石灰・ソーダ・アルミナ
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料
	屑鉄類	屑鉄（撒を除く）
	青果類	野菜・果物（冷凍品、冷蔵品を除く）
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材（口径12"未満の鋼管を含む）
	車輛・舟艇製材	車輛・舟艇（単体20トン未満のもの） 製材（撒）（はしけ・岸壁取り）

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒ／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A) (C) 以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨 電気製品類・繊維製品・パイプ（口径4～8インチのもの）・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類（1個当り5トン未満のもの）・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類（1個当り5トン以上のもの）・その他

係 数 適 用 表

(A) ALFALFA HAY CUBE アルファルファ ヘイ キューブ	2.0	(H) HEMP SEED 大麻種子	1.7
ALFALFA MEAL (P' BAG) アルファルファ ミール (紙袋)	1.9	HOOF HORN MEAL 獣蹄角等のくず	1.4
ALMOND SHELL MEAL アーモンド殻粕	1.6	HOP ホップ (球果状)	2.8
ALMOND アーモンド	1.5	(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL インド産カボックシード粕	1.6
ANIMAL HOOF & HORN 獣蹄・角	1.3	(J) JUTE YARN 黄麻センイ	3.0
(B) BAMBOO BEAN バンブー ビーン	1.2	(K) KAPOK SEED カボックの種子	2.0
BARLEY 大麦	1.2	KAPOK SEED MEAL カボックの種実粕	1.2
BEET PULP PELLETT (IRAN) ビート パルプ ペレット (イラン産)	1.8	(L) LACTOSE ラクトーゼ (乳糖)	1.5
BEET PULP PELLETT (U.S.A) ビート パルプ ペレット (米国産)	1.3	(M) MALT 麦芽 (ビール麦)	1.7
BEET PULP (JUTE BAG) ビート パルプ (麻袋)	3.0	MASTARD SEED からし種子	1.3
BEET PULP BALE ビート パルプ (ペール)	2.5	MAIZE とうもろこし	1.2
BLACK MATPE ブラック マツペ	1.2	MAIZE COB MEAL (CHINA) とうもろこし固形状粕 (中国産)	3.3
BLOOD MEAL 血粉	1.5	MAIZE MEAL とうもろこし粕	1.3
BLUE PEA エンドウ豆	1.2	MEAT MEAL 肉粕	1.4
BONE MEAL 骨粉	1.5	MEAT BONE MEAL 肉粉粕	1.2
BONE MEAL PELLETT 粒状骨粉	1.1	MILK (P' BAG) ミルク (紙袋)	1.5-1.9
BRAN ふすま	1.8	MILK POWDER 粉ミルク	1.5
BUCKWHEAT そば	1.5	MILLET もろこし類	1.2
BUTTER BEAN バター ビーン	1.4	MILLET SEED きび類	1.3
(C) CANARY SEED カナリーシード	1.3	MILLO マイロ (もろこし的一种)	1.2
CASEIN カゼイン	1.5	MIXED ANIMAL HOOF 獣類のひずめ	2.8
CASTOR SEED MEAL ひま粕	1.4	(N) NIGER SEED 植物の種子	1.5
CASTOR SEED ひま種子	1.4	(O) OATS えん麦	1.8
CASSAVA MEAL カサバ粕	1.8	OATS HUSK えん麦の皮	3.0
CASSAVA ROOT CHIP カサバ根くず	2.6	(P) PALMKERNEL MEAL 油やしの種	1.6
CATTLE HOOF 牛のひずめ	2.8	PELLETT 粒	1.3
CHARCOAL 木炭・炭	2.0	POLLARD ポラード	1.8
CHEST NUT 栗	1.7	(R) RAPE SEED なたネ種子	1.3
CHINESE CASSAVA STARCH 中国産カサバ澱粉	1.5	RAPE SEED MEAL なたネ種子粕	1.7
COCOA BEAN ココア豆	1.6	RED BEAN 小豆	1.2
COFFEE BEAN コーヒー豆	1.6	RISE BRAN 米ぬか	1.8
COCOON かいこ (まゆ)	2.3	RICE 米	1.3
COCOON MEAL まゆくず	1.5	RISE BRAN MEAL 米ぬか粕	1.5
COPRA コブラ (椰子)	2.0	RYE ライ麦	1.2
COPRA MEAL コブラ粕	1.5	(S) SAFFLOWER SEED MEAL 紅花種子粕	1.8
CRUSHED BONE 碎骨	1.4	SAFFLOWER MEAL 紅花粕	1.8
COTTON SEED MEAL 綿実の粕	1.3	SAFFLOWER SEED 紅花種子	1.5
COTTON SEED MEAL PELLETT 綿実の粕 (粒状)	1.2	SESAME SEED ゴマ	1.5
COTTON SEED 綿実	2.0	SEAWEED 海藻	1.5
(D) DRUM (STEEL) ドラム (鉄製)	11.0	SHELLED ACORN 殻付どんぐり	1.3
DRUM (FIBER) ドラム (ファイバー)	7.7	SILK WORM まゆ	1.4
(F) FEATHER MEAL フェザー ミール	1.5	SOYA BEAN 大豆	1.2
FEED PELLETT 飼料 (粒状)	1.8	SOYA BEAN MEAL 大豆粕	1.5
FEED SCREENING 飼料粕	1.2	SUNFLOWER SEED ひまわり種子	2.0
FEED OATS カラス麦	1.8	(T) TAPIOKA (THAILAND) タピオカ (タイ国産)	2.2
FISH MEAL (HONE MADE) 魚粉 (国産)	1.4	TAPIOKA FLOUR タピオカ粉	1.3
FISH MEAL (IMPORT) 魚粉 (輸入)	1.8	TAPIOKA タピオカ	1.3
FLAX SEED 亜麻種子	1.3	TEA 茶	4.0
FLOWER SEED 花種子	1.5	(W) WHEY POWDER 凝乳粉	1.8
(G) GREEN PEAS グリーンピース	1.2		
GROUNDNUT MEAL 落花生粕	1.5		
GROUNDNUT 落花生	1.6		